

東区役所庁舎及び東区バス（河渡ルート）モニター設置業者募集に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

新潟市東区役所庁舎及び東区バス（河渡ルート）に、区バス時刻や行政情報、企業広告等を表示するモニターを設置することにより、来庁者及び区バス利用者の利便性向上を図るとともに、広告から得られる収入を市民サービスの向上に活用する。また、地元企業等の広告掲載により、地域経済の活性化を図る。

2. 概要

- (1) 名称 東区役所庁舎及び東区バス（河渡ルート）モニター設置事業
(2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
(3) 設置場所 ①東区役所 1階 北口エントランス

住 所：新潟市東区下木戸 1-4-1

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

閉 庁 日：土曜・日曜・祝日

12 月 29 日～翌年 1 月 3 日（臨時開庁の場合あり）

- ②東区バス車内（河渡ルート）1 台

運行便数：平日 12 便、土日祝日 8 便

運 休 日：12 月 31 日～翌年 1 月 3 日

【参考数値】

新潟市全体 人口 780,359 人、世帯数 345,488

うち東 区 人口 134,781 人、世帯数 61,940

（令和 3 年 10 月末現在 住民基本台帳人口）

- ①区役所関係

東区役所窓口（東区区民生活課）での

戸籍・住民票・税関係証明書等来客数

月平均 10,689 人（令和 2 年 10 月～令和 3 年 2 月実績）

- ②区バス関係

東区バス 河渡ルート（令和 3 年 4 月～9 月実績）

21,557 人（合計）

- (4) 期間 設置期間は、設置開始日を含む年度及び令和 5 年 4 月 1 日から 5 年間とする。

ただし、設置期間満了の 3 か月前までに、本市又は事業者から申し出がなければ、同一条件で 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

- (5) 業者選定方法 ・公募型プロポーザル方式で行う
・選定委員会において、提案書の内容を審査基準に基づき総合的に評価し選定する

- (6) 参加要件 提案者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

- ②新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者
- ③新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ④民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生又は再生手続開始の申し立てがなされていない者
- ⑤新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 条）に定める暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(7) スケジュール

日 程	内 容
令和 4 年 2 月 28 日（月）	実施要領交付開始
令和 4 年 3 月 4 日（金） 午後 5 時（必着）	質問書提出期限
令和 4 年 3 月 9 日（水）	質問への回答期限
令和 4 年 3 月 14 日（月） 午後 5 時（必着）	提案書提出期限
令和 4 年 3 月 24 日（木）	選定委員会開催
審査後速やかに	選定結果通知・契約

3. 応募方法

- (1) 質問受付・回答 本プロポーザルに係る質問の受付及び回答方法は下記のとおりとする。
 様 式 **様式 5** 東区役所庁舎及び東区バス（河渡ルート）モニター設置事業企画提案に係る質問・回答書
 提出期限 令和 4 年 3 月 4 日（金）午後 5 時までに必着
 提出方法 電子メール
 回答方法 質問受理後、回答期限までの間に電子メールにて随時回答（質問及び回答内容は、新潟市ホームページにて公開する）
- (2) 提案書の提出 本プロポーザルに参加する場合は、提案書を提出すること。
 様 式・提出部数 4. 提出物（提案書）のとおり
 提出期限 令和 4 年 3 月 14 日（月）午後 5 時まで（必着）
 提出方法 持参又は郵送（提案書を印刷のうえ提出すること。メール・FAXでの提出は認めない）
 そ の 他 提案書提出後の追加及び変更は認めない。
- (3) 提出先及び
 問い合わせ先 〒950-8709
 新潟市東区下木戸 1 丁目 4 番 1 号
 東区役所 地域課（担当：川崎）
 Tel : 025-250-2110 Fax : 025-271-8131
 Mail : chiiki.e@city.niigata.lg.jp

4. 提出物（提案書）

- (1) 規格 A4判・片面印刷（縦・横は不問）
(2) 提出部数 正本1部 副本5部
(3) 提出書類 次の事項について、項目ごとに記載すること。

- ①企画提案応募申込書（様式1）
- ②暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式2）
- ③企画提案書（様式3）
- ④貸付料（広告分）提案書（様式4）

以下の書類の様式は任意

- ⑤業務の運営体制（体制図、担当者氏名、所属、役職、経験年数など）
- ⑥過去5年間における類似業務の受託実績

5. 審査

- (1) 選定委員 東区役所地域課及び総務課職員（計5名）
(2) 審査基準

評価項目	評価の観点	配点
①スケジュール	・広告主の募集を含む、設置までのスケジュールは適当か	10
②情報更新の方法	・放映情報の更新が、LTE通信などにより遠隔で行えるか	30
③広告審査	・受託者内において、広告内容の審査体制が整っているか	15
④適切な保守管理	・業務を円滑に遂行できる体制が整っているか	20
⑤受託実績	・類似事業の履行実績などから、各業務を円滑に行うことが見込まれるか	15
⑥追加提案	・広告の獲得や表示等に関する追加提案	10
合計		100

- (3) 審査方法
- ①各選定委員が審査基準に基づき採点を行い、委員全員の平均点が高い順に優先交渉順位を決定する。なお、平均点が高数の場合は、委員全員による多数決により決定する。
 - ②最優秀提案者が辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の者と契約交渉を行う。
 - ③提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

- (4) 審査結果の通知 審査結果は、各提案者へ文書で通知するほか、新潟市ホームページにて公表する。なお、選考内容及び審査結果等の問い合わせは一切受け付けない。

6. 特記事項

- (1) 提案者の失格 次のいずれかに該当した者は失格とする。
- ①本要領の通知以降、選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者
 - ②提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) その他
- ①提案書等の作成にかかる全ての費用は、提案者の負担とする。
 - ②提出されたすべての提案書は返却しない。
 - ③提出された提案書は、複製する場合がある。